

措置状況一覧表

平成19年度包括外部監査結果：財団法人とくしま産業振興機構の事業内容・財務事務の検証

項目	指摘及び意見	講じた措置
<p>中小企業・雇用対策推進費造成事業</p> <p>ころがし貸付について</p>	<p>当該事業の場合、回収不能となる可能性はなく、また仮に回収不能となっても県は当該機構の購入債権に対して質権設定しているということであるため、損失が生じることはないが、県の適正な情報開示という観点からは、問題があると思われる。例えばバランスシートに注記する等の方法を検討されたい。</p>	<p>県では、総務省において検討が進められてきた「新公会計制度」について、全国的な導入目標を1年前倒しし、平成19年度普通会計決算に基づき「新公会計制度」を導入した。</p> <p>詳細な資産・負債情報を盛り込んだ新しい財務諸表を、平成20年11月に公表したところであるが、国から示された「モデル」においても、「ころがし貸付」に関する情報開示は盛り込まれていない。</p> <p>御提案の内容については、今後の総務省との協議の場等を通じ、開示方法について意見していきたい。</p>
<p>中小企業・雇用対策推進費造成事業</p> <p>関連事業費について (中心市街地商業活性化推進事業)</p>	<p>中小企業・雇用対策推進費造成事業と中心市街地商業活性化推進事業との間に関連性があるとは考えられず、委託費の積算根拠としては、不合理なものとなっている。今後、委託費の積算根拠を策定するにあたっては、経費内容を事業ごとに峻別するという姿勢が必要である。</p>	<p>委託費の積算にあたり、経費内容に応じて事業ごとに峻別することとした。</p>
<p>設備資金貸与事業</p>	<p>決算書において適正に財政状態を開示するためには、貸付金の回収可能性を考慮して、回収不能となる可能性が強い債権については、他の会計単位からの繰入等を検討し、貸倒引当金を計上、あるいは貸倒処理を行うべきである。</p>	<p>法制度上、設備資金貸付事業は無利子貸付であり、事業収益が無く貸倒引当金の資金を確保することは困難であり、他会計事業においてもそれぞれ資金用途に制約があるため、現状では他会計からの繰入は困難である。</p> <p>このため、県とともに対応策を検討していく。</p>
<p>設備貸与事業</p>	<p>平成15年度より、税金、社会保険料の未納企業を対象外とし、また申込時に代表者並びに連帯保証人の所得証明書を提出させているとのことであるが、今後は、さらに、対象企業に事業計画書を作成させ、その根拠となる証憑等をも併せて提出させることにより、企業の将来性について十分な調査及び審査を行っていく必要がある。</p> <p>審査の対象は当該企業の概況、企業体質、設備の必要性及び妥当性、経営能力、償還能力の5項目をその判断材料としているが、さらに視野を広げ、企業を取り巻く環境の変化も十分に考慮して、貸与の可否を判定</p>	<p>平成21年度から、設備投資に係る事業計画の信憑性について、実地調査時の関連書類の確認を徹底するとともに、必要に応じて書類の提出を求めるようにし、調査及び審査の強化を図っている。</p> <p>平成21年度から、審査においては、従来からの5項目に加え、設備投資に係る事業計画が経営環境の現状や将来見通しを十分に考慮しているかに重点を置いて貸与の可否判定をするようにした。</p>

	<p>する必要がある。貸出リスクの高い企業だからこそ、企業環境の変化が業務に与える影響は大きいので、企業環境の変化の可能性も含めた慎重な調査、審議が必要である。</p>	<p>また、申込受付の前段階において、決算内容等のヒアリングによる経営状況の把握を徹底し、償還財源不足など事業計画に妥当性が見出せない場合には申込受付を見合わせるなど慎重に対応している。</p> <p>なお、運用に際しては、小規模零細企業支援という制度の趣旨や利用企業の利便性を損なうことのないよう留意している。</p>
	<p>当該機構の関係帳票を監査したところ、滞納の直接的な要因について文書化し保存している形跡は見受けられなかった。</p> <p>民間金融機関であれば、滞納となった要因を分析、検討し、それを稟議書等の書類で保管し、情報を共有化することによって、今後の回収あるいは新たな貸与事業に役立てるのが通常である。現状の当該機構の管理体制は、民間金融機関と大きな乖離があるといわざるをえない。</p> <p>公金とその主な財源となっている当該機構は、民間金融機関よりもなお一層、滞留債権に関する説明責任が重要であるともいえる。その点を熟慮して、今後の業務に取り組んでもらいたい。</p>	<p>延滞先との交渉記録については、電話等による細微な交渉についても時系列に記録を取り文書化し報告書を供覧するとともに、案件毎に債権管理台帳に取りまとめの上、コンピュータでの常時閲覧が可能な環境を整え、情報化の共有化が図られるよう改善措置を実施した。</p>
	<p>少額であったとしても、できる限りの回収を図ることは当然のことであり、今後、滞留債権の回収について、更なる検討、マニュアル化が必要である。</p>	<p>「回収に当たっての基本方針」を担当部署の職員に徹底させ、電話、訪問、書面による小まめな督促に努めている。</p> <p>(参考：回収にあたっての基本方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業育成の観点から、営業活動中の延滞先の機械引き揚げ・転売は行わない。 ・強硬な取り立ては控える。特に自宅訪問の場合は過度にならないよう注意する。(社会通念上許容される範囲とする。) ・債務者・保証人に対しては、債務内容の理解が得られるよう、面談し十分な説明を行う。(説明責任・意思確認の徹底) <p>また、平成21年度から、全国中小企業取引協会が取りまとめた「債権管理・回収の手引き」(債権管理マニュアル)を職員に配布し、債権管理の取組の指針としている。</p>
	<p>回収不能な債権については、貸倒処理を検討されたい。</p>	<p>要件を満たすものは、適宜、貸倒処理を実施する方向で検討する。</p>
<p>償還支援事業</p>	<p>人件費は、基本的には、各事業ごとに何らかの根拠で按分し、補助金の積算根拠とすべきであり、各事業ごとに人件費を按分することが難しいのであれば、当該機構の管理職の人件費として補助金を受けるべきである。ひとつの事業の業務委託費の中に管理職の人件費を多額に計上している現状の方法は適切であるとはいえず、今後検討されたい。</p>	<p>平成19年度で該当補助金の廃止にともない、平成20年度において改善措置済みである。</p>

<p>下請企業自立化支援事業</p>	<p>下請企業自立化支援事業であるが、登録取消企業111社に比較して新規登録企業が8社とかなり少ない。企業数の減少が主な要因と思われるが、新規開拓が十分に行われていないのではないかと、また登録名簿の更新も頻繁に行われていないのではないかと懸念もある。</p>	<p>職員の企業への巡回訪問等による情報を収集し、新規登録を図っているところであるが、近年の創業を上回る廃業の増加という要因もあり、企業の登録数は減少傾向にある。</p> <p>しかし、県内企業の自立化に向けた支援として、新たな登録先の発掘による登録件数の増加が必要なため、積極的に取り組んでいるところであり、その結果、20年度は登録件数は1件増加した。</p> <p>登録名簿については、データ更新はその都度行っているが、名簿印刷についてはコスト面を考慮して、隔年としている。</p>
	<p>発注開拓に関しては、機械・金属業関係に偏っており、他の業界についても費用対効果の面を考慮したうえで、検討も必要かと思われる。</p>	<p>本県の有力な地場産業である機械・金属、縫製業関係について発注開拓に取り組んできたところであるが、縫製業については生産拠点が中国へ移ったこと、発注案件が少ないことなどから減少しており、結果的に機械・金属に偏った状況となっている。</p> <p>今後、他の業種の開拓については、あっせんシステムに適合する業種があるか、また、業界に詳しい知識やノウハウを有する人材の確保が可能かどうかなどの面から検討を行う。</p>
<p>中小企業知的財産戦略支援事業</p>	<p>支援企業が年間2社にとどまっている。特許の整理活用について、弁理士より支援を受けたとのことであるが、他社への啓発となるよう（秘密保持の一面はあるが）、手法、効果等についてPRし、波及効果をもたせるよう、検討されたい。</p>	<p>平成17、18年度に国の補助を受けて実施した事業であるが、県内企業で知的財産を活用した経営戦略を策定しようとするところに弁理士等の知財専門家を派遣して支援する事業である。</p> <p>17年度は2社の支援を行い、18年度についても2社に対し、支援を行った。当事業については、平成18年度で終了しているが、今後、これらの成果を活用し、他の企業への知財活用についての啓発となるようPRを図っていくこととする。</p>
<p>企業情報支援事業</p>	<p>各事業の意義については理解できるが、事業が多岐にわたり、それゆえひとつの事業に対する予算規模も小さくなっているという見方もできる。また、参加企業の少ない講座等もあり、今後は、事業内容を検証したうえで、整理し、ひとつの事業に多くの予算を割り当て、重点的にPRするといった手法も検討されたい。</p>	<p>ICT・企業情報化支援分野の研修事業については、平成18年度から「とくしま経営塾『平成長久館』事業」に一本化して効率的、効果的に実施しているところである。平成21年度においては、「トップ」「スペシャリスト」「担当者等」の階層別に、合計7コース16講座を開講することとしている。</p> <p>また、「とくしま経営塾『平成長久館事業』」を徳島県立総合高等学校「まなびーあ徳島」産業経済学部主催講座に位置づけ、「まなびーあ徳島」において広報を行うとともに、県及び(財)とくしま産業振興機構のホームページやパンフレットの配布等を通じて広く周知が図られている。</p>
<p>経営品質賞推進事業</p>	<p>申込企業は2社であり（過去2年間については3社であるが、そのうち2社は平成18年度と同一の企業である）、その周知性について疑問がある。</p>	<p>「徳島経営品質賞」は、顧客の要求や市場の変化に対応し、新たな価値を創造し続ける優れた経営体を作る国際的なノウハウである「経営品質プログラム」を、県内企業が導入し体質強化を図ることを目的として創設したもので、審査基準は、「日本経営品質賞アセスメント基準書」に基づく、極めて高い水準のものである。したがって、申請に至る企業が少なく、同一企業が数年間にわたり挑戦している状況は認められる。</p> <p>しかしながら、当事業の目的は、経営品質向上プログラムを取り入れ、体質強化</p>

		<p>を図る企業を増やすことが目的であることから、その準備段階として実施している簡易アセスメント等と合わせて総合的に評価する必要がある。</p> <p>簡易アセスメントへの参加企業は、平成18年度の4社から、平成19年度6社、平成20年度8社と確実に増加しており、その裾野は確実に広がっており、さらに簡易アセスメントに至らない企業についても、研修事業等により支援を行っているところである。</p>
とくしま市場創造第1号投資事業有限責任組合事業	<p>中小企業等投資事業有限責任組合契約によれば、業務執行に関する権限は無責任組合員のみが有するとされており、その意味においては、投資先の選定をNTVPが行うことは当然のことである。</p> <p>しかし、上記契約において、「有限責任組合員は、無限責任組合員に対し、投資証券等の選定その他組合財産の運用について意見を述べる事ができる」ともされている。組合への出資は、県からの補助金によるものであることを鑑みれば、今後、投資先の選定に関し、県及び当該機構の意見を反映させることも検討されたい</p>	<p>機構として、NTVPによる投資内容に疑義等があれば、NTVPに対して適宜、質問・意見を投げ掛け回答を求めている。</p> <p>なお、NTVPによる投資選定を覆す等、投資先選定に係る重要事項については出資者の過半数の同意が必要であるため、こうした場合には、他の出資者と連携を図りながら検討する方針である。</p>
	<p>ベンチャー支援のあり方として、資金面だけではなく、投資先の状況等について、より一層把握、分析したうえで、当該機構の各種経営支援プログラムを利用し、投資先の成長、発展を支援することも重要である。</p>	<p>機構が実施しているセミナー・講習会・講演会、専門家派遣など各種支援制度を周知・PRに努め、投資先企業の成長・発展の支援を図っている。</p>
ベンチャー企業創出支援事業	<p>投資から1年あるいは2年で破綻した投資先も存在するが、投資先・業種の選定に問題はなかったのか、あるいは投資後、3年から4年で償還している企業もあるが、投資された資金は株式公開に向けた有効な投資に利用されたのか、また仮に株式公開企業が生まれた場合の成功報酬について、リスクの負担と比較すると、あまりに低いものではなかったか、といった点についての検証が必要である。</p>	<p>破綻先の状況については、当該ベンチャーキャピタルと連携しながら破綻の経緯や要因等の把握に努めている。</p> <p>(注)ベンチャー企業創出支援事業は、社債や株式の引き受けによる「投資」という方法で、企業の新製品・新サービスの創出活動を支援することが目的であり、中小企業投資事業有限責任組合事業とは異なり、株式公開を最終目的とするものではない。</p>
公会計のもたらす問題点について	<p>県及び当該機構は、この「ころがし貸付」に関し、従来からの慣習に従ったものであるとし、特段の問題意識を有してはいないが、この「ころがし貸付」は、公会計がもたらした弊害であることを認識していただきたい。</p> <p>「ころがし貸付」はアカウントビリティー（説明責任）の観点から重大な問題があり、また今後の事業計画等に重要な影響を与える要因にもなりかねない。民間の上場企業ならば、財務諸表の重大な虚偽記載として、上場廃止とされる可能性もある。</p> <p>地方自治体の公表するバランスシートは、地方自治体の財政状態に関する関心の高まりにつれて、その重要性を増してきている。現在、地方公会計制度の改革が叫ばれているが、以上のような問題が生じてしまっているという事実をしっかりと認識し、徳島県がその改革に意見していただくことを期待している。</p>	<p>県では、総務省において検討が進められてきた「新公会計制度」について、全国的な導入目標を1年前倒しし、平成19年度普通会計決算に基づき「新公会計制度」を導入した。</p> <p>詳細な資産・負債情報を盛り込んだ新しい財務諸表を、平成20年11月に公表したところであるが、国から示された「モデル」においても、「ころがし貸付」に関する情報開示は盛り込まれていない。</p> <p>御提案の内容については、今後の総務省との協議の場等を通じ、開示方法について意見していきたい。</p>

<p>人件費について</p>	<p>補助金は、各事業ごとに交付されるのであるから、原則的には、各事業に人件費を按分し、補助金の積算根拠とすべきである。按分が困難であるならば、当該団体の人件費として補助金を申請すべきである。また、決算書を適正に表示するという観点からも、人件費を各事業に適正に按分することが必要である。民間企業の会計原則によれば、人件費はその役務を提供した部署（セグメント）に計上すべきこととされている。今後検討されたい。</p>	<p>各事業における人員予算の見直しを適正に行った。</p>
<p>事業のPR，整理について</p>	<p>今後、利用者にとってわかりやすい形で事業内容をPRし、例えば「起業をお考えの方」「IT講習の情報をお望みの方」といった形で、入り口を整理し、わかりやすくすることも、ひとつの手法ではなからうか。県が実施している事業に対する評価付けと同様に、事業を評価、ランク付けし、ランク付けの低い事業は廃止するとともに、その予算を他の支援事業に充てることも検討すべきではなからうか。</p>	<p>PRの要となる当機構のホームページについて、ふるさと雇用再生事業を活用し、操作性が高まるよう改修を進めている。</p> <p>また、平成20年度から国の委託を受け実施している地域力連携拠点事業（当機構、徳島商工会議所、徳島県商工会連合会、徳島県中小企業中央会が受託）を展開するなかで、事業説明会を開催するなど、関係機関等への周知を図っている。</p> <p>さらに、県職員が総合県民局、関係団体等が開催する説明会等に出向き、施策PRを積極的に実施している。</p>
<p>貸倒処理について</p>	<p>設備資金貸付事業、設備貸与事業から発生した債権の中には、明らかに回収不能となっているものが含まれているが、これらはバランスシート上、債権として表示されている。決算書の利用者に正しい情報を提供するためには、これらについて、貸倒処理をする必要がある。</p>	<p>（資金貸付）</p> <p>法制度上、設備資金貸付事業は無利子貸付であり、事業収益がなく貸倒引当金の資金を確保することは困難であり、他会計事業においてもそれぞれ資金使途に制約があるため、現状では他会計からの繰入は困難である。</p> <p>このため、県とともに対応策を検討していく。</p> <p>（設備貸与）</p> <p>要件を満たすものは、適宜、貸倒処理を実施する方向で検討する。</p>
<p>設備貸与事業の審査について</p>	<p>貸与の審査に関しては、平成11年度より13点未満の企業及び1項目でも1点の判定となった企業を除外し、さらに金融機関等専門的な知識を持った審査員を順次増員するなど、改善されている点も見受けられるが、事業計画書の作成を義務付けること、審査点数のつけ方について再考することといった更なる再検討が必要である。</p>	<p>平成20年度から、審査に至るまでの間において内部検討会を開催し、細部にわたり事実関係を検証する等、慎重な調査をするよう改善済である。</p> <p>また、事業計画書の作成の義務付けについては、従来から申込書に5ヶ年間の付加価値向上計画の記載を必須としているが、平成21年度からは、利用企業の経営状況や導入設備の種別・金額などを踏まえ、必要に応じて事業計画書の提出を求めたことにした。</p> <p>ただし、小規模零細企業の支援の観点から、詳細な事業計画書の提出が困難な企業には、実地調査時に関連書類の確認を徹底するとともに、必要に応じて書類の提出を求めるとしている。</p> <p>なお、審査に関しては、小規模零細企業支援という制度の趣旨やこうした企業の大半が代表者自ら経営実務全般の作業に担っている実態を踏まえ、過度に審査基準を厳格化して利用企業の利便性を損なうことのないよう留意することを基本としている。</p>

ベンチャー投資について	<p>県民に対する説明責任を果たすためには、企業の選定に当該機構が積極的に関与し、企業の選定基準、企業の投資内容、企業の投資後の実績、経緯、仮に破綻した場合には、その原因、経緯等について、当該機構が十分に調査、認識しておく必要がある。</p> <p>また、当該機構の各種経営支援プログラムを活用し、投資後のフォローアップを行うことも重要である。</p>	<p>全投資企業を対象に、当該機構の担当職員が現地訪問し、毎期の決算書を徴求し、経営の現況並びに研究開発の進捗状況等を調査するとともに、事後のフォローアップとして、専門家（中小企業診断士）に依頼して現地訪問による経営指導を実施している。</p> <p>一方、破綻先の状況については、当該ベンチャーキャピタルと連携しながら破綻の経緯や要因等の把握に努めている。</p> <p>また、機構が実施しているセミナー・講習会・講演会、専門家派遣など各種支援制度を周知・PRに努め、投資先企業の成長・発展の支援を図っている。</p>
-------------	--	--